

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各課長 殿  
県下各警察署長

宮本情第1425号  
平成26年8月18日  
宮城県警察本部長

宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領の一部改正について（通達）

情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査については、「宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領の制定について（通達）」（平成23年6月20日付け宮本情第647号）により運用してきたところであるが、この度、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。）の一部改正を踏まえ、別添のとおり宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領（以下「要領」という。）の一部を改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正点

訓令の一部改正に伴い、要領1の規定中「第7条」を「第6条」に改めた。

2 施行期日

平成26年9月1日

## 宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領

### 1 趣旨

この要領は、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）第6条に規定する情報セキュリティ監査及び「宮城県警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（通達）」（平成23年6月20日付け宮本情第645号）第10に規定する情報管理業務監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 監査の種類

情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

### 3 通常監査

#### (1) 実施

各所属に対し、年1回以上、実地で調査することにより通常監査を実施するものとする。

#### (2) 実施計画

ア 総務部長は、年度ごとに通常監査の実施計画を定めるものとする。

イ アの実施計画は、対象となる所属（以下「監査対象所属」という。）、日程、調査する項目、実施方法等について定めるものとする。

#### (3) 監査官等の指名

ア 総務部長は、通常監査を行うため、総務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）の課長補佐（相当職を含む。）以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。

イ 総務部長は、監査官の職務を補佐させるため、本部所属の職員の中から監査補佐官を指名するものとする。

#### (4) 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官（以下「監査官等」という。）は、通常監査において必要と認められるときは、監査対象所属の職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

#### (5) 留意事項

監査官等は、通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 取り扱う情報の保秘を徹底すること。

イ 厳正かつ公平を旨とすること。

ウ 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

エ 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように配慮すること。

#### (6) 報告

監査官は、通常監査を終了したときは、その結果に意見を付して速やかに報告しなければならない。

(7) 改善を求める事項等の通知

通常監査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項は、当該所属長（以下「所属長」という。）に通知する。

(8) 所属長の措置

(7)の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講じ、その結果を報告しなければならない。

(9) 委員会への報告

総務部長は、通常監査の結果、(7)の規定により所属長に通知した事項及び(8)の規定により所属長が講じた措置について、宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に関する訓令（平成23年宮城県警察本部訓令第4号）に基づく宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 実施

特に必要があると認める場合には、監査対象所属、日程、調査する項目、実施方法等を定めて特別監査を実施するものとする。この場合において、監査官等は、監査対象所属の職員に対し、指定する日時及び場所に赴くことを求めることができるものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

前記3-(3)から(9)までの規定は、特別監査について準用する。この場合において、「通常監査」とあるのは「特別監査」と読み替えるものとする。